

ざつがみ

令和 8 年度より雑紙の分別収集を開始します

現在、資源ごみで回収している古紙類は新聞紙・チラシ・雑誌・段ボール・牛乳パックですが、令和8年度より雑紙(ざつがみ)の分別収集を開始します。雑紙(ざつがみ)の例は以下のとおりです。取扱区分は「雑誌」に含まれるため、雑誌と雑紙(ざつがみ)を混合して排出することができます。なお、下記の対象外のものや分別が難しい場合は従来通り可燃ごみとして排出してください。串間市のリサイクルの更なる推進のため、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

投込チラシ



包装紙



学校配付のプリント



ノート



トイレトペーパーの芯



メモ用紙・紙製ファイル



使用済みのコピー用紙



はがき



封筒



ティッシュ箱・菓子箱などの紙箱



紙袋



カレンダー



※圧着はがきは可燃ごみ

※ビニール等は取り除く

※取っ手は紙製のみ

※金属類は取り外す

ざつがみ

雑紙で出すことができないもの ・におい、汚れの付着したもの

- ・ティッシュ・紙おむつ・写真・アルバム・紙製容器・感熱紙
- ・昇華転写紙・紙コップ・ビニールコーティングされたもの 等

ざつがみ

雑紙の出し方 (名刺サイズ以上が目安の大きさ)

○従来の「雑誌」区分に含まれて取り扱われます。

○開いてひもで十字にしばって出してください。

○はがきや菓子箱など小さな紙類は、紙封筒や紙袋に入れる、
または雑誌や本類のページにはさんでも構いませんが、

収集時に飛散しないようお願いいたします。

○上記対象外の物や分別が難しい場合は従来通り可燃ごみとして排出してください。



【問い合わせ先】

市民協働課生活環境係

TEL 0987-72-1356